

第3回検討委員会における指摘への対応について

1 早期発見、把握

	委員指摘事項	対 応
①	<p>一番はじめにヤングケアラーを把握できるのは担任や養護教諭なので、⑤面談等を通じた把握をはじめに記載するように整理して欲しい。ヤングケアラーの発見は、いじめの発見と同じで、誰もがその可能性があると考える必要があり、記載を追記して欲しい。また、小・中学校のスクールソーシャルワーカー、高校のキャンパスカウンセラーは同じ役割なので、①③は続けて記載して欲しい。</p> <p>また、他の項目では、研修が一番はじめに記載されているので、④をはじめに記載する案もあるので、事務局で全体を見て考えて欲しい。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>15頁「(1)学校など教育分野におけるヤングケアラーを把握するための取組み」①～⑤について記載の順番を入れ替えました。</p> <p>また、「②面談等を通じた把握」において、日頃から児童生徒との信頼関係を築き、表面上の行動だけでなく、学級内の違和感や児童生徒が発する些細なサインも決して見逃さないようにすることを記載しました。</p>
②	<p>ケアは親が担っているが、その反動で家事を子どもが担っている例もヤングケアラーに含まれるが、あまり理解されていないので、ヤングケアラーを説明する項目でもう少し記載が必要。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>14頁「第5 推進方策において対象とするケアラー・ヤングケアラーについて」において、親が祖父母等のケアを担っている場合に家事等を担う子どももヤングケアラーに含まれることを記載しました。</p>
③	<p>複数で関わるのが大事。機関間連携の話もあるが、チームで対応するという点を強調して欲しい。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>22頁「②地域の見守り体制の構築」において、医療・介護・福祉等の多職種が連携して対応する仕組みづくりを推進することを記載しました。</p>
④	<p>介護の分野では、家族を資源と捉えることになっているので、研修の部分で、その視点を変える何か良い文言があれば、意識つけのためにも記載してほしい。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>17頁「(2)①医療、介護、福祉等の専門職の研修の実施」において、「過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送られなかったりすることが課題である点を理解した上で・・・」を記載しました。</p> <p>また、17頁「(2)② 医療、介護、福祉等の専門職及び教育関係者の連携強化」において、「まずは子どもの気持ちに寄り添い、どのような支援が必要か、欲しいのか等について聞き取り・・・」を記載しました。</p> <p>さらに24頁「(4)④福祉サービスを利用する際の配慮」において、「ケアが必要な家族やヤングケアラーを含めた家族が介護や支援を受けつつ、どのような生活をしたいと望んでいるかを把握し・・・」を記載しました。</p>
⑤	<p>17頁②で医療・介護・福祉の連携について記載があるが、教育と福祉の連携が抜けているので、記載して欲しい。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>17頁「②医療、介護、福祉等の専門職との連携強化」において、「教育関係者」を追記し、学校などの教育関係者との連携について記載しました。</p>

2 福祉サービスへの円滑なつなぎ

	委員指摘事項	対 応
①	<p>障害のヘルパーは、本人だけでなく中学生までの子ども(家族)についてもサービス提供できる仕組みとなっているので、周知が必要。また、高校生を追加することも検討が必要。</p>	<p>【意見を反映】 障害福祉サービスの利用者である親が障害によって家事が困難で、子どもが一人では対応できない場合には、子どもが親に代わって行う家事・育児等に対して居宅介護(家事援助)として支援できる旨、国の通知(障害者総合支援法上の居宅介護(家事支援)等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて)で示されている。 どの年齢まで含めるかを含め、具体的取扱いは実施主体である市町判断ではあるが、20頁「③地域包括支援センターや基幹相談支援センターにおける相談の実施」において、サービス利用につなげる必要性について記載しました。</p>
②	<p>介護分野では、その人に対するプランを作成するので、家族の介護は対象とならない。介護保険外のサービスとして自費での提供はある。ヘルパー事業所でも制度的に手を出せない部分についてジレンマを感じている部分があるので、それを補う施策が市町にあればと思う。</p>	<p>【その他】 ご意見については、今後の検討課題として承りました。</p>
③	<p>19頁「③地域包括支援センターにおける相談の実施」で記載している内容は、既存の取組みを記載しているとのことだが、「ヤングケアラー担当者」を学校、地域包括センター、基幹相談支援センター、家庭児童相談室などに兼務で良いので配置について検討いただきたい。特にこの担当者はヤングケアラーに関する研修をうけ、担当領域の支援者・教員からの相談にのり、助言を行うほか、必要に応じて、ヤングケアラー支援窓口や他職種との連携を行うなどの取組みを検討してほしい。</p>	<p>【意見を反映】 15頁「①教職員の研修の実施」において、学校において窓口となり得る生徒指導担当教員や教育相談担当教員等を記載しました。</p> <p>【意見を反映】 20頁「③地域包括支援センターや基幹相談支援センターにおける相談の実施」のうち、基幹相談支援センターについては、既存専門職の兼務も想定しつつ、必要な対応ができる「ケアラー・ヤングケアラー担当者」の配置を促すことを記載しました。</p> <p>【盛り込み済】 地域包括支援センターでは、一律に研修受講者をヤングケアラー担当者として設置するのではなく、福祉サービス連携先をパターン化・マニュアル化してすべての相談員に共有し、誰でも即時に判断対応できるようにする等、それぞれのセンターに合った方法で適切に連携し対応できる方法を整えることにしており、20頁「(1)③地域包括支援センターや基幹相談支援センターにおける相談の実施」及び22頁「(3)②地域包括支援センターの機能強化」などにおいてその趣旨を盛り込んでいます。</p>

	委員指摘事項	対応
③	<p>19 頁「③地域包括支援センターにおける相談の実施」で記載している内容は、既存の取組みを記載しているとのことだが、「ヤングケアラー担当者」を学校、地域包括センター、基幹相談支援センター、家庭児童相談室などに兼務で良いので配置について検討いただきたい。特にこの担当者はヤングケアラーに関する研修をうけ、担当領域の支援者・教員からの相談にのり、助言を行うほか、必要に応じて、ヤングケアラー支援窓口や他職種との連携を行うなどの取組みを検討してほしい。</p>	<p>【意見を反映】 家庭児童相談室（各市町のこども子育て支援担当課内の相談支援担当）では、虐待等の「要保護児童」、ヤングケアラーを含む「要支援児童」に関する相談支援を担当する他、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関としての業務を行っています。 家庭児童相談室と要対協調整機関の業務を担い、すべてのこどもとその家庭及び妊婦を対象として、その福祉に関して必要な支援に係る業務全般を行うものとして、「子ども家庭総合支援拠点」の全市町での設置を市町に働きかけており、併せて担当窓口の設置についても働きかけを行っていくことにしています。 また、要対協では、構成機関が把握したヤングケアラーを含む支援を要する児童（要支援児童）について各構成機関と情報共有し、必要に応じて、個別ケース会議で構成機関以外の支援機関に参加を求め支援方策を検討することも実施（17 頁「(1)⑦要保護児童対策地域協議会等との情報共有」参照）しており、既存の枠組みで対応していくことにしています。</p>
④	<p>学校に連絡をしても電話を取った先生ごとに対応が違うことがある。「ヤングケアラー担当者」がいると良い。</p>	<p>【意見を反映】 上記③の学校の回答箇所と内容は同じ</p>
⑤	<p>「ヤングケアラー担当者」として担当を明確にするのはいいと思う。また、障害分野の基幹相談センターの設置促進にあわせて、必須でなくても、カウンセリングができる人を配置するように働きかけることができればいい。</p>	<p>【意見を反映】 上記③基幹相談支援センターの回答箇所と内容は同じ</p>
⑥	<p>相談窓口で聞いた個人情報をごくまで関係機関に提供できるのか、個人情報の取り扱いについては検討していく必要がある。</p>	<p>【意見を反映】 19 頁「①ヤングケアラー・若者ケアラー専門相談窓口（仮称）の設置」において、個人情報関係法令等の規定のほか、個人情報の取り扱いについて定めておくことが必要であることを記載しました。</p>
⑦	<p>窓口、ピアサポート等が始まるのは有難いが、そこに繋ぐ人がいないというのが課題。ヤングケアラーが自分から進んで相談をする、自らピアサポートに行くというのは、親に申し訳ないとの思いから、殆どない。誰かアウトリーチで紹介する人や、同行する人が必要。 キャンパスカウンセラーをしているが、子ども食堂に連れて行きたいと思っても、間接支援しかしてはいけないうことになっているので、勤務時間とは別に連れて行っている。この部分の改善や、地域の方と協力する仕組みが必要。</p>	<p>【意見を反映】 20 頁「①生活困窮者自立支援制度の推進」において、対象者の把握について、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期の支援に努めることを記載しました。</p>

	委員指摘事項	対応
⑧	23 頁「③要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携」に要対協と関係機関との連携があるが、虐待事案しか取り扱っていない現状の中、ヤングケアラーが個別ケースにあがってくるのか、という疑問がある	<p>【意見を反映】 要対協では、対象のケース数が多いため、具体的に連携等の検討ができていないのが主に虐待ケースに偏っている現状はあります。 構成機関から報告のあった、ネグレクト、虐待に至らない要支援児童、育成（不登校含む）、非行相談の個別ケースとしてヤングケアラーに該当する児童を把握しており、実務者会議による情報の共有、必要に応じて個別ケース会議の活用等について市町に働きかけていくこととしており、17 頁「(1)⑦要保護児童対策地域協議会等との情報共有」においてその趣旨を盛り込みました。</p>
⑨	相談に関わってくれる人は多い方がいい。相談窓口も夜間の対応も考えて欲しい	<p>【その他】 他の相談窓口の状況も踏まえて、ヤングケアラー・若者ケアラーの相談窓口は、平日昼間を予定していますが、メールなどでも随時相談を受け付ける予定にしております。</p>

3 人材育成・普及啓発、県・市町との役割分担・連携

	委員指摘事項	対応
①	22 頁「③地域包括支援センター機能強化」にリハビリテーション専門職の派遣とあるが、ヤングケアラーの分野に精通した方がいい。その部分は修正して欲しい。	<p>【意見を反映】 指摘を踏まえて、幅広い専門職という記載に修正しました。</p>
②	ヤングケアラーの相談窓口やピアサポートは、住民に身近な市町で実施するのが望ましい。今は神戸市にしか窓口等はないので、広域的自治体として、県が先駆的にモデル事業として実施していく。県は広域的自治体として広報や研修をしているものと考えている。	<p>【意見を反映】 28 頁「(1)①県と市町との役割分担」を追加して、広域自治体として県の役割、市町の役割等について記載するとともに、市町の支援体制が構築されるまでの間モデル的に窓口を設置することや研修、広報・啓発などの取り組みなど、県と市町が役割分担をしながら取り組みを進めることについて記載しました。</p>
③	県内市町で、神戸市のように専用の窓口を設置するのは難しいと思うが、既存の相談窓口をヤングケアラー等の相談窓口として位置づけることは可能。	<p>【意見を反映】 28 頁「(2)①市町におけるケアラー・ヤングケアラー窓口・担当部署の設置促進」において、既存の相談窓口の活用や担当職員の兼務などによる対応について記載しました。</p>

4 委員会後の指摘・意見

	委員指摘事項	対応
①	<p>兵庫県下の2つぐらいの市町にモデル地域の指定をして、モデル事業としてやってみてはどうか。何らかの国の補助もあるのではないかな。</p>	<p>【意見を反映】 28頁「(2)② 市町における支援体制の構築」において、国庫補助事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業など）の周知について記載しました。</p>
②	<p>21頁「⑥就労支援機関との連携による就労支援」は、若者ケアラーの自立支援という意味で記載があると思うが、若者ケアラーは自分にどういう選択肢があるのか分かっていない。例えば、ケアが必要な家族を残して、就職することを考えた時、どのような支援があるのか、また、就職が内定したものの遠方のため一人暮らしとなるが、ケアが必要な家族をどうすればいいのか、など。就労支援は若者ケアラーの支援において、重要な課題となる。</p>	<p>【意見を反映】 21頁「(1)⑥就労支援機関との連携による就労支援」において、大学生の若者ケアラーは、家族のケアのため就職活動が困難なことや求職条件の制約が大きい傾向にあるため、福祉事務所や生活困窮者の自立相談支援機関等において、ハローワークや地域若者活動ステーションなどの就労支援機関との連携・支援要請などを通じて就労支援を行うことを記載しました。</p> <p>また、ハローワークだけでなく、わかものハローワーク、新卒応援ハローワークなどにおいても求職者の状況に応じた支援が行われており、①求職者の希望、能力・経験等を踏まえた求人条件の緩和、②求人開拓などもが行われておりますが、ハローワーク等に足を運ぶケアラーが少なく、支援につながっていないのか課題と認識しています。</p> <p>このため、就労を希望するケアラーへのハローワーク等のつなぎについても研修（26頁(1)①福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員の研修）などを通じて周知を図っていきたいと考えています。</p>